

# 令和6年度監査計画

## 1. 基本方針

監査は、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等（法規性）、規則等（正確性）に基づいて適正に行われているかどうかを検証し、公正で合理的かつ能率的な町行政の運営の確保を図ることを目的として実施する。

監査にあたっては、地方自治法（以下「自治法」という。）第2条に定める「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげる。また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化を図る」の規定の趣旨に則って行われているかどうかを留意するものとして、3E（経済性、効率性、有効性）の観点による監査の充実を図る。

さらに、監査等の実効性を確保するため、指摘事項等に対する速やかな是正、改善を求める。

## 2. 監査等の実施

監査は、次の点に留意して実施するものとする。

### （1）正確性及び法規性の観点から監査の一層の充実

財務に関する数値は正確か、事務事業が法令等に則って適正に行われているかなど、正確性及び法規性の観点から監査を十分行う。

- ・ 正確性＝事務執行が正確に処理されているか。
- ・ 法規性＝法令等に従って適正に行われているか。

### （2）3E（経済性・効率性・有効性）の観点を踏まえた監査の実施

正確性及び法規性の観点に加え、事務、事業の遂行及び予算の執行がより少ない経費で実施できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないか、事業の遂行等の結果が所期の目的を達成しているか、また、効果を挙げているかなど、3E（経済性、効率性、有効性）の観点を踏まえた監査を実施する。

- ・ 経済性＝無駄な経費の支出はないか。
- ・ 効率性＝同じ費用でより大きな成果が得られないか。
- ・ 有効性＝事業等が所期の目的を達成しているか。また、効果を挙げているか。

### （3）リスク・アプローチによる監査等の強化

効率的かつ効果的に監査を実施するため、過去の監査結果等を基に、町の事務に内在するリスクを抽出し、そのリスクが顕在化する可能性（発生頻度）や影響の大きさ（影響度）を踏まえ、リスクを評価し、監査の重点項目として、リスクが高い事務事業に人員、時間等の監査資源を重点的に配分した手続きを実施する。

(4) 内部統制に依拠した監査の実施

監査の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制の整備・運用状況に留意して実施する。

(5) 監査結果に対するフォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善、適正化に資するよう改善措置のフォローアップを強化し、指摘事項等に対する措置が適切に講じられ、改善等の対応策が有効に進められているか適宜確認等を行い、監査の実効性を確保する。

(6) 町民に分かりやすい情報の提供

監査委員が行う監査は町民の負託によるものであることを深く認識し、監査結果報告書や決算審査意見書等については、図や表を活用し、町民に一層わかりやすい表現となるよう努める。

### 3. 実施計画

各監査等を次の方針により実施することとする。

(1) 定期監査（義務実施）（自治法第199条第1項及び第4項）

財務監査及び行政監査を合わせ事務事業監査として実施し、町が執行する財務に関する事務及び町が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。行政機構別に年1回実施する。各種の監査の中で最も基本となる。

(2) 行政監査（自治法第199条第1項及び第2項）

町が執行する事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(3) 財政援助団体等に対する監査（自治法第199条第7項）

町が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査する。また、町の指導及び監督が適切に行われているかという観点からも監査する。

(4) 決算審査（義務実施）

（自治法第233条第2項及び地方公営企業法（以下「企業法」という。）

第30条第2項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算の執行状況及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを審査する。

(5) 例月現金出納検査（義務実施）（自治法第235条の2第1項）

会計管理者並びに病院事業及び水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、

農業集落排水事業の各管理者から提出された出納検査調書等に基づいて毎月の係数を照合確認するとともに、現金及び預金の出納事務が適正に行われているかを主眼として検査する。検査日は原則毎月26日とする。

(6) 基金運用状況審査（義務実施）（自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか、決算審査に併せて審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（義務実施）

（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(8) その他の監査

(1) から (7) までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

4. 各監査等の実施予定時期

各監査等の実施時期は、別紙、令和6年度監査実施計画のとおりとする。

5. 監査等の実施体制

監査委員2名で監査等を実施し、補助職員として監査委員事務局長を含めて2名の体制により補助する。